

茨城職業能力開発推進協議会規約

(名称)

第1条 この会は、茨城職業能力開発推進協議会(以下「茨城職能協」という。)と称し、事務局を茨城県立産業技術短期大学校(以下「産業短大」という。)内におく。

(目的)

第2条 茨城職能協は、新しい時代が求める職業能力の開発及び向上を図り創造力豊かで実践的な技術者の育成に協力し、地域の経済及び社会の発展に寄与することを目的とする。

(会員)

第3条 水戸市を中心とする市町村内又は県内に原則として職業能力開発に関連のある事業所を有し、茨城職能協の趣旨に賛同する法人等をもって会員とする。

(事業)

第4条 茨城職能協は、第2条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 地域産業界における人材育成・啓発に関すること。
- (2) 産業短大との連携、協力に関すること。
- (3) 水戸産業技術専門学院(以下「産業学院」という。)との連携、協力に関すること。
- (4) 職業能力開発の相互支援に関すること。
- (5) その他、この協議会の目的達成に必要なこと。

(役員)

第5条 茨城職能協に次の役員をおく。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 4名
- (3) 幹 事 10名
- (4) 監査委員 2名

(役員選出)

第6条 役員は総会において選出するものとし、うち、会長及び副会長2名は幹事の互選とし、副会長2名は、産業短大校長、産業学院長を充てる。

(役員任期)

第7条 役員任期は2ヶ年とし、再任は妨げない。

2 補欠により就任したときの任期は、前任者の残任期間とする。

(役員任務)

第8条 役員任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は茨城職能協を代表し、業務を総理する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- (3) 幹事は、会長の指示により会務を処理する。
- (4) 監査委員は、会計監査の任にあたる。

(会議)

第9条 会議は、定期総会及び臨時に行う役員会とし、会長がこれを招集する。

2 会議は、出席者の過半数の同意をもって成立し、その決議も同様とする。

(総会)

第10条 総会は、毎年1回会長が招集し、次の事項を審議する。ただし、必要あるときは、臨時に招集することができる。

- (1) 予算・決算に関すること。
- (2) 事業計画・実績に関すること。
- (3) その他重要事項に関すること。

(役員会)

第11条 役員会は、会長、副会長、幹事及び監査委員をもって構成し、会長がこれを招集する。

2 役員会は、総会に付議する事項並びにその他の必要事項を審議する。

(加入及び退会)

第12条 茨城職能協へ加入しようとする者は、茨城職能協の趣旨に賛同する法人等で、会長の承認を得るものとする。

2 茨城職能協を退会しようとする者は、会長の承認を得るものとする。

3 1年以上にわたって、会費の納入その他会員たる義務を怠った会員及び会員としての信用を損なう行為を行った会員を総会の決議によって退会させることができるものとする。

(会計)

第13条 茨城職能協の経費は、会員及び賛助金並びにその他の収入をもってあてる。ただし、必要に応じ臨時会費を徴収することができる。

2 会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(会費)

第14条 会費は、1ヵ年10,000円とし、定期総会後速やかに事務局に納入するものとする。

(規約改正)

第15条 この規約の改正は、総会に諮り出席者の過半数をもって決定する。

(雑則)

第16条 その他必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この規約は、平成18年7月7日から施行する。